

国立大学法人東京農工大学における事務処理体制の見直しに伴う関係細則等の整備に関する規程

(平成 28 年 4 月 1 日 規程第 7 号)

(国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則(平成 17 年 3 月 23 日 17 経教細則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「課及び室の長、」を「課及び室の長並びに」に改め、「並びに第 3 4 条第 6 項及び第 35 条第 5 項に規定する事務長補佐」を削る。

(国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正)

第 2 条 国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則(平成 17 年 3 月 2 3 日 17 経教細則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「研究国際部長」を「研究推進部長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正)

第 3 条 国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則(平成 17 年 11 月 21 日 17 経教細則第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

第 10 条中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正)

第 4 条 国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教細則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 7 号中「研究国際部長」を「研究推進部長」に改める。

第 11 条中「研究国際部」を「学務部」に改める。

別表中

「

<p>学生交流小委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 条第 1 項第 2 号の委員 1 人 ・ 第 3 条第 1 項第 3 号の委員 ・ 第 3 条第 1 項第 4 号の委員 ・ 第 3 条第 1 項第 5 号の委員 ・ 第 3 条第 1 項第 6 号の委員 1 人 ・ 研究国際部長 ・ その他小委員会が必要と認められた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の海外派遣に関すること。 ・ 留学生の受入れに関すること。 ・ 国費留学生(大学推薦)等の選考に関すること。 ・ 留学生の学習及び生活支援に関すること。 ・ その他必要な事項
-----------------	---	---

」

を

学生交流小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第2号の委員 1人 ・第3条第1項第3号の委員 ・第3条第1項第4号の委員 ・第3条第1項第5号の委員 ・第3条第1項第6号の委員 1人 ・学務部長 ・その他小委員会が必要と認められた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の海外派遣に関する事 ・留学生の受入れに関する事 ・国費留学生(大学推薦)等の選考に関する事 ・留学生の学習及び生活支援に関する事 ・その他必要な事項
----------	--	--

に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正)

第5条 国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号中「研究国際部長」を「研究推進部長」に改め、同項第12号中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

第9条中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正)

第6条 国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

温室効果ガス対策小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理センター長 ・理事(総務・財務担当) ・環境安全管理センター副センター長 2人 ・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人 ・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長 ・学務部長、研究国際部長、総務部長及び財務部長 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関する事 ・地球温暖化対策計画の策定に関する事 ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関する事 ・地球温暖化対策報告の作成に関する事 ・その他必要な事項
--------------	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部総務課長、財務部財務課長、財務部経理調達課長及び財務部施設整備課長 ・府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長 ・環境安全管理センター専門職員 1人 ・その他委員会が必要と認める者 	
--	--	--

を

温室効果ガス対策小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理センター長 ・理事(総務・財務担当) ・環境安全管理センター副センター長 2人 ・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人 ・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長 ・学務部長、研究推進部長、総務部長及び財務部長 ・総務部総務課長、財務部財務課長、財務部経理調達課長及び財務部施設整備課長 ・府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長 ・環境安全管理室専門職員 1人 ・その他委員会が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関する事 ・地球温暖化対策計画の策定に関する事 ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関する事 ・地球温暖化対策報告の作成に関する事 ・その他必要な事項
--------------	--	---

に改める。

(東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正)

第7条 東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則(平成16年4月1日16教細則第12号)の一部を次のように改正する。

第19条中「研究国際部」を「学務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第14号)の一部を次のように改正する。

第8条中「人事労務課」を「人事課」に改める。

(東京農工大学図書館運営規則の一部改正)

第9条 東京農工大学図書館運営規則(平成16年4月7日16図経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第7号中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則の一部改正)

第10条 国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則(平成25年4月1日25産規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第6号中「研究国際部」を「研究推進部」に改め、同項第7号中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

第15条中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(東京農工大学国際センター運営規則の一部改正)

第11条 東京農工大学国際センター運営規則(平成19年11月5日19国規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「研究国際部」を「学務部」に改める。

第10条第2項第3号中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

第14条第5号中「研究国際部長」を「研究推進部長」に改める。

第20条中「研究国際部」を「学務部」に改める。

(東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正)

第12条 東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則(平成16年4月7日16情経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「研究国際部長」を「研究推進部長」に改める。

第9条中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正)

第13条 東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則(平成20年4月1日20術規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第8号中「研究国際部長」を「研究推進部長」に改める。

第14条中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。